

## 農水産業協同組合貯金保険法第 57 条の 2 及び第 60 条の 3 に規定された 有事の措置を円滑に行うための手順書・マニュアルに関するチェックポイント

このチェックポイントは、各農水産業協同組合（以下「組合」という。）が作成している手順書・マニュアルに関して、特に留意していただきたい事項（システムを用いる場合におけるシステム整備の留意事項を含む。）を取りまとめたものです。万一の破綻に際して、農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）への貯金者データ（農水産業協同組合貯金保険法（以下「法」という。）施行規則第 21 条第 1 項に規定するファイル（以下「機構指定フォーマット」という。）の提出（第 57 条の 2）及び貯金等の払戻しその他の保険事故に対処するために必要な措置（法第 60 条の 3）を円滑に行うために、組合における一連の作業手順（タイムスケジュールを含む。）及び担当部署（信用事業店舗を含む。）の役割をあらかじめ手順書・マニュアルに定めることにより、円滑で効率的な破綻処理を実現することを目的としています。

手順書・マニュアルの記載内容につきましては、業務形態、商品内容、システム構成及び対象事務量等を勘案し、組合の実態に合わせて作成していただく必要があります。

また、システム運用を外部委託している場合は、委託先にも当該チェックポイントを十分理解してもらい、その実現性について確認するとともに、役割分担や連絡体制等について明確化しておく必要があります。

農水産業協同組合貯金保険機構

令和元年 8 月

手順書・マニュアルに関するチェックポイントの構成（目次）

|                      |    |
|----------------------|----|
| I. 保険事故発生後の連絡・指示     | 1  |
| II. 貯金残高の確定          | 3  |
| III. 貯金者データの作成及び搬送   | 5  |
| IV. 貯金等の払戻しの措置       | 7  |
| V. 決済用貯金の払戻しの措置      | 14 |
| VI. 貯金等の入出金明細ファイルの作成 | 15 |
| VII. 業務再開後の業務等       | 16 |

| 作業項目                   | チェック項目   |
|------------------------|--|
| I. 保険事故発生後の連絡・指示       |  |
| I-1<br>連絡・指示           | <p>(1) 各作業部署（作業項目Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶを担当する部署）に速やかに連絡・指示を行い得るよう連絡先及び指揮系統が明記されていること。</p> <p>①経営陣、本部関係各部及び信用事業店舗の役割分担及び責任の所在が定まっていること。</p> <p>②連絡が必要な対外接続先等が明確になっており、その連絡・指示手順が定まっていること。なお、手形交換所、内国為替決済機関、ATM提携先等に対しては、業務を再開・継続する場合に必要な連絡（参加継続依頼等）を速やかに行い得るよう連絡先が明記されていること。</p> <p>③業務を再開・継続する場合に必要なすべてのシステム運用の委託先が明確になっていること。</p> <p>④共同センター加盟等システム運用を外部委託している場合は、委託先との役割分担・連絡・指示手順が定まっていること。</p> <p>(2) 上記のほか、業務を再開・継続する場合に必要な現金輸送や店頭警備等の業務についても速やかに連絡・指示を行い得るよう連絡先及び指揮系統が明記されていること。</p> <p>(3) 事務委託先の委託契約上の問題点（業務を再開・継続する場合の問題点を含む。）が把握されていること。</p> |
| I-2<br>作業手順（タイムスケジュール） | <p>(1) 各作業部署が行う詳細な作業手順（作業項目Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに関するタイムスケジュールを含む。）が明記されていること。</p> <p>作業手順（タイムスケジュールを含む。）については、以下のものが策定されていること。</p> <p>①保険事故が金曜日の16時30分に発生した場合を想定し、保険事故発生後遅滞なく（土曜日の正午までに）、貯金者データ（「機構指定フォーマット」）を機構に提出できること。</p>  |

| 作業項目 | チェック項目  |
|------|---|
|      | <p>②また、保険事故が業務開始前（8時半頃を想定）に発生した場合も想定して、手順がどの様に変更・追加されるか整理されていること（ただし、当面、手順書・マニュアルへの記載は不要。）。</p> <p>③作業項目IV（貯金等の払戻しの措置）のタイムスケジュールは、貯金者データを機構に提出してから24時間後（日曜日の正午まで）に、機構から名寄せ結果データを受領（IV-1）することを前提に作成されていること。</p> <p>④なお、作業項目VI（貯金等の入出金明細ファイルの作成）、作業項目VII（業務再開後の業務等）のタイムスケジュールの作成は不要。</p> <p>(2) 定例訓練等により、作業手順（タイムスケジュールを含む。）の実現性が確認されていること。また、各作業部署に周知されていること。</p> <p>共同センター加盟等システム運用を外部委託している場合は、委託先との役割分担が定まっていること。</p> |

| 作業項目                    | チェック項目  |
|-------------------------|---|
| Ⅱ. 貯金残高の確定              |   |
| Ⅱ-1<br>対外接続系システム<br>の停止 | <p>(1) 対象となる対外接続系システムが漏れなく明記されていること。また、その連絡窓口や連絡方法等が明記され、適宜見直しが行われていること。</p> <p>CD/ATMオンラインネットワークやデビットカードの業態センター等の対外接続系システムだけではなく、組合内のCD/ATM、対顧客ネットワーク等も含み、保険事故日当日の残高確定に影響を与える全ての接続系システムが対象となっていること。</p> <p>(2) 対象システムごとの停止手順が明記されていること。</p> <p>①対外接続系システムの停止のみならず、対外接続先との資金の決済が契約上どのような時期・方法で行われるか把握し検証されていること。</p> <p>②停止を行う時刻が平時と異なる時間帯（金曜日18時頃を想定）に行われることへの考慮がなされていること。</p> <p>③共同センター加盟等システム運用を外部委託している場合は、委託先との役割分担・連絡・指示手順が定まっていること。</p> |
| Ⅱ-2<br>未入力データのシステムへの入力  | <p>(1) 保険事故日当日における渉外の持ち帰り貯金等については、貯金契約が成立しているため、事故日当日の残高に含める扱いとなっていること。</p> <p>(2) 保険事故日を解約処理日とする貯金解約の申出等（郵送によるものを含む。）を速やかに処理する手順が明記されていること。</p> <p>(3) 未入力データ（未処理伝票等）の入力のため、オンライン稼働時間の延長等、想定される手当て・手順が明記されていること。</p>   |
| Ⅱ-3<br>貯金残高の確定          | <p>(1) 保険事故日当日の残高確定に必要なバッチ処理（事故日当日の日計表の作成に必要なもの）と、それ以外の処理（翌日以降の勘定処理等）が明確に区分されており、事故日当日の残高確定に必要な処理を速やかに実行する手順が明記されていること。</p> <p>残高確定の条件が明記されており、その確認手順（対外接続系システムの接続の照会や全作業完了のチェック方法など）が明記されていること。</p>  |

| 作業項目                            | チェック項目   |
|---------------------------------|--|
|                                 | <p>(2) システムで管理していない本部所管の計数等がある場合は、それを速やかに確定するとともに、関係部署からの結果報告の連絡手順が明記されていること。</p>  |
| <p>II-4<br/>日計表の作成</p>          | <p>保険事故日当日の貯金残高確定後、速やかに日計表の作成ができる手順が明記されていること。</p> <p>①貯金者データの作成に際して、日計表の残高との整合性の確認が必要となるため、少なくとも「機構指定フォーマット」第1号から第7号に基づく7ファイル作成終了前までに日計表が作成できること。</p> <p>②日計表の貯金残高と乖離する交換未呈示他店券残高が把握できること（なお、業務を再開する場合、再開初日に当該他店券を交換呈示する手順となっていること。）。</p> |
| <p>II-5<br/>特定決済債務の確定</p>       | <p>特定決済債務に該当する口座の特定及び金額の確定の手順が明記されていること。</p>   |
| <p>II-6<br/>貯金残高確定後の残高変動の停止</p> | <p>貯金残高が確定してから名寄せ結果データの反映（IV-1）までの間に、入出金処理や利息の元加処理等によって貯金残高が変動しないような手順が明記されていること。</p> <p>①名寄せ結果データを反映する前に、業務停止期間中に満期日が到来する定期貯金の自動継続等の残高異動を伴う処理を実行しないこと。</p> <p>②共同センター等との契約の都合等で、上記順序・タイミングでの停止ができない場合や手順が異なる場合は、再開に際しての手当てが明記されていること。</p> |

| 作業項目             | チェック項目   |
|------------------|--|
| Ⅲ. 貯金者データの作成及び搬送 |  |
| Ⅲ-1<br>貯金者データの作成 | <p>(1) 貯金者データ（「機構指定フォーマット」第1号から第7号の7ファイル）を速やかに作成する手順が明記されていること。</p> <p>①正副1組を作成し、正副とも機構へ搬送すること。</p> <p>②7ファイルで作成すること。</p> <p>③未入力データのシステムへの入力（Ⅱ-2）により確定した貯金残高を反映して7ファイルが作成される手順となっていること。</p> <p>④貯金等の一部（例えば、外貨貯金）が別システムで管理されており、貯金ファイルの一部を提出する場合、7ファイルと同じタイミングで提出できる手順となっていること。</p> <p>⑤システムで管理していない「機構指定フォーマット」第8号に基づき機構が指定したファイル（5種類）のデータは、7ファイルの提出後、遅滞なく提出できる手順となっていること。</p> <p>なお、信用事業店舗での作業が必要な場合は、速やかに対応できる手順となっていること。</p> <p>(2) 万一の再作成に備え、必要な保険事故日当日のデータを保存する手順が明記されていること（別途規定されているものでも可。）。</p> <p>(3) 7ファイルの内容検証手順が明記されていること。</p> <p>①日計表との整合性確認（交換未呈示他店券の残高分が日計表と相違していることの確認等）のための検証手順が明記されていること。</p> <p>②共同センター加盟等システム運用を外部委託している場合は、委託先との役割分担が明記されていること。</p> |

| 作業項目               | チェック項目   |
|--------------------|--|
| III-2<br>貯金者データの搬送 | <p>(1) 機構へ搬送する手順が明記されていること。</p> <p>① 保険事故発生後遅滞なく（土曜日の正午までに）、機構に提出できるように各作業部署の役割分担が明記されていること。</p> <p>② 共同センター加盟等システム運用を外部委託している場合は、委託先との役割分担が定まっていること。</p> <p>(2) 正副の搬送ルートが明記されていること（別途規定されていることでも可。）。</p> <p>① 遅滞なく搬送できるルートが複数選定されていること。</p> <p>② やむを得ず正副の貯金者データを同一ルートで搬送する場合は、搬送時間、搬送者（業者）等、リスク分散を考慮していること。</p> |



| 作業項目                        | チェック項目  |
|-----------------------------|---|
| IV. 貯金等の払戻しの措置              |   |
| 【機構からの名寄せ結果データを受領できる場合】     |   |
| IV-1<br>機構からの名寄せ結果データの受領・反映 | <p>(1) 機構が作成する名寄せ結果データ<sup>※</sup>を受領してから自らの業務システムに反映するまでの手順が明記されていること。</p> <p>※ 機構は、組合から受領した貯金者データを基に、貯金保険で保護される範囲の貯金等（以下「付保貯金」という。）と、保護対象外の貯金等（以下「非付保貯金」という。）を特定したうえで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 「全額払戻不可口座」（全額非付保貯金の口座又は名寄せ不能貯金その他貯金者の特定が必要な口座をいう。以下同じ。）</li> <li>ii) 「一部払戻不可口座」（付保貯金と非付保貯金が混在している貯金口座をいう。以下同じ。）</li> <li>iii) 「全額払戻可能口座」（全額付保貯金の口座をいう。）</li> </ul> <p>のいずれかに区分した後、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 「全額払戻不可口座」、及び ii) 「一部払戻不可口座」に関する情報を「名寄せ結果データ」として組合に還元する。</li> </ul> <p>①組合は、機構から受領した名寄せ結果データを基に、「全額払戻不可口座」及び「一部払戻不可口座」に対して、速やかに払戻禁止用フラグ（注意コード等）を一括設定できること。</p> <p>②手作業による払戻禁止用フラグの設定を想定している場合は、対象口座数（概数でも可。）、作業人員、使用可能端末数等を勘案し、合理的な時間内に処理できるように手順が明確化されていること。</p> <p>③定期積金の全額払戻不可口座及び一部払戻不可口座については、保険事故日の翌営業日以降の掛込（入金）停止の登録を行うこと。ただし、一部払戻不可口座の付保貯金部分を区分処理（再作成）した場合は、この限りではない。</p> <p>④貯金者データの作成対象とされていない譲渡性貯金及びオフショア貯金、名寄せ結果データとして還元されない外貨貯金並びに貯金以外の債務（職員預り金等）については、自らの業務システムにおいて払戻しを停止するための手順が明記されていること。</p> |

| 作業項目                        | チェック項目   |
|-----------------------------|--|
|                             | <p>(2) 業務再開のための準備に必要なオペレーション等を行う場合、システム上の制約等が勘案され、対応策が講じられていること。</p> <p>①システム上の制約（例えば、休日のシステムの機能制限や動作可否、稼働基準日の設定等の制限）が勘案されていること。</p> <p>②「全額払戻不可口座」又は「一部払戻不可口座のうち非付保貯金部分」の元本及び利息が誤って流出（源泉徴収の納税を含む。）しないようにシステム対応がなされており、それが確認されていること。</p>   |
| IV-2<br>反映結果の確認             | <p>名寄せ結果データの反映結果の確認方法が明記されていること。</p> <p>エラーが判明した場合の対応手順等が明記されていること。</p>  |
| IV-3<br>流動性貯金の一部払戻不可口座の区分処理 | <p>(1) 一部払戻不可口座のうち、決済サービスを提供する有利息普通貯金等の流動性貯金口座は、業務再開時までに優先して付保貯金部分と非付保貯金部分とに、保険事故日翌日を起算日とする区分処理を行う手順が明記されていること。</p> <p>(2) 区分処理の方法は、以下の3要件を満たすこと。</p> <p>①有利息普通貯金等の流動性貯金は、通常、公共料金等の決済に利用されていることから、業務再開後、付保貯金として維持される口座に対し、入出金ができること。</p> <p>②業務再開時に口座分割以外の方法による区分処理を行った場合であっても、貯金等債権の買取り（概算払）まで（概算払の請求がない貯金については事業譲渡まで）には、破綻時点の一部払戻不可口座を付保貯金部分と非付保貯金部分に口座分割できること。</p> <p>③法的倒産手続においては、非付保貯金の元本のみならずその利息（破綻前利息及び破綻後利息を含む。）についても、原則として破綻後は払い戻すことが禁止されている。</p> <p>特に、貯金者からの解約請求時、利息決算時、事業譲渡時などに、非付保貯金の元本及びその利息を誤って貯金者に払い戻すことがないよう、払戻禁止用のフラグを設定する手順と手段が明確になっていること。</p> |

| 作業項目 | チェック項目  |
|------|---|
|      | <p>(3) 区分処理を行うにあたり、以下の注意点が検討されていること。</p> <p>①システム的な制約（例えば、貯金者一人当たりの貯金商品ごとの保有口座数制限等）を勘案した対応策が講じられていること。</p> <p>②手作業（システムでの一括区分処理を想定していない場合）で区分処理する場合は、対象口座数（概数でも可。）、作業人員、使用可能端末数等を勘案し、合理的な時間内に処理できるように手順が明確化されていること。</p> <p>③付保貯金部分と非付保貯金部分に分割した場合の未払経過利息の取扱いについては、以下を勘案すること。</p> <p>i) 付保貯金部分については、破綻前利息（預入日から保険事故日まで）及び破綻後利息（保険事故日の翌日以降）ともに約定どおり付利する。</p> <p>ii) 非付保貯金部分の破綻前利息は、機構から還元する名寄せ結果データの「払戻不可額（利息）」を付保貯金部分（元貯金口座）から減額補正等により払戻されないようにする。<br/>破綻後利息については、貯金者からの相殺申出がある場合以外は付利されないようにする。</p> <p>iii) なお、未払経過利息の補正は、各組合のシステム仕様に応じて適切に行うこと。</p> <p>④区分処理の結果、別段貯金など同一口座に複数貯金者の非付保貯金が含まれる場合、それぞれの貯金者の帰属、分割前の貯金情報（入金日、約定利率等）が明確に管理できること（なお、貯金者本人からの残高照会や残高証明書の発行依頼があった場合は、当該非付保貯金の残高を含める手順となっていること。）。</p> |

| 作業項目                                | チェック項目   |
|-------------------------------------|--|
|                                     | <p>⑤付保貯金部分・非付保貯金部分を区分することにより、いずれかが最低付利残高や金額階層別貯金商品の基準額を下回る状態になった場合でも、金利等の条件が区分前と同等の水準を維持できるように手当て（システム対応又は事務手続等での対応）されていること。</p> <p>当該手当てができない場合は、貯金規定上これが許容されるようになっていること。</p> <p>(4) システムによる一括区分処理を行う場合は、合理的期間内にシステム開発が完了するような計画が策定されており、その実現可能性が確保されていること。</p> <p>システム対応予定の範囲が明確で、マニュアルや事務手順と整合性が保たれていること。</p>   |
| <p>IV-4<br/>定期性貯金の一部払戻不可口座の区分処理</p> | <p>(1) 一部払戻不可口座のうち、定期性貯金口座は、業務再開後、貯金者からの照会や相殺の申出等の際には、円滑に対応できる手順・窓口体制・役割分担が定まっていること。</p> <p>(2) 定期性貯金の区分処理は、貯金者来店時など組合の営業形態に応じた適切なときに、元貯金口座（一部払戻不可口座）を預入日起算で取消し、付保貯金部分と非付保貯金部分に分け、それぞれの金額について預入日起算で再作成するとともに、非付保貯金部分の口座には、払戻禁止用フラグ（注意コード等）を設定する手順が明記されていること。</p> <p>(3) 区分処理を行うにあたり、以下の注意点が検討されていること。</p> <p>①システム的な制約（例えば、貯金者一人当たりの貯金商品ごとの保有口座数制限等）を勘案した対応策が講じられていること。</p> <p>②手作業（システムでの一括区分処理を想定していない場合）で区分処理する場合は、対象口座数（概数でも可。）、作業人員、使用可能端末数等を勘案し、合理的な時間内に処理できるように手順が明確化されていること。</p> <p>③付保貯金部分と非付保貯金部分に分割した場合、それぞれに見合う利息額を適正に管理できること。</p> |

| 作業項目                      | チェック項目   |
|---------------------------|--|
|                           | <p>④区分処理の結果、別段貯金など同一口座に複数貯金者の非付保貯金が含まれる場合、それぞれの貯金者の帰属、分割前の貯金情報（入金日、約定利率等）が明確に管理できること（なお、貯金者本人からの残高照会や残高証明書の発行依頼があった場合は、当該非付保貯金の残高を含める手順となっていること。）。</p> <p>⑤付保貯金部分・非付保貯金部分を区分することにより、いずれかが最低付利残高や金額階層別貯金商品の基準額を下回る状態になった場合でも、金利等の条件が区分前と同等の水準を維持できるように手当て（システム対応又は事務手続等での対応）されていること。<br/>当該手当てができない場合は、貯金規定上これが許容されるようになっていること。</p> <p>(4) システムによる一括区分処理を行う場合は、合理的期間内にシステム開発が完了するような計画が策定されており、その実現可能性が確保されていること。<br/>システム対応予定の範囲が明確で、マニュアルや事務手順と整合性が取れていること。</p> <p>(5) 上記の方法に基づいて適切に区分処理ができない貯金商品（例えば、定期積金等）がある場合、それぞれの商品性に合った手順が明確化されていること。<br/>非付保貯金部分の元本及び利息を誤って貯金者に払い戻すことがないように管理できる体制が整っていること。</p> |
| <p>IV-5<br/>区分処理結果の確認</p> | <p>IV-3・4による区分処理結果の確認手順が明記されていること。</p> <p>①口座分割等による区分処理の前後において、貯金元本残高が一致するか確認する手順・方法となっていること。</p> <p>②金額の不一致が判明した場合の対応手順等が明記されていること。</p>   |
| <p>IV-6<br/>総合口座の取扱い</p>  | <p>(1) 付保貯金が担保となっている総合口座貸越は、業務再開後も引き続き円滑な利用ができる手順となっていること。</p>   |

| 作業項目 | チェック項目   |
|------|--|
|      | <p>(2) 機構が還元する「名寄せ結果データ」に、「全額払戻不可口座」又は「一部払戻不可口座」の非付保貯金部分が担保となっている総合口座については、貸越（未収貸越利息を含む。以下同じ。）の有無にかかわらず、速やかに把握できる手順（システム対応又は事務手続等での対応）となっていること。</p> <p>(3) 上記のうち、非付保貯金が総合口座の担保に組み入れされている場合は、当該非付保貯金を可能な限り速やかに「組入解除」する手順が明記されていること。</p> <p>すべての非付保貯金が組入解除できれば（貸越が付保貯金で担保されていれば）、債権保全上の問題はなくなる。なお、保険事故日現在で貸越がある非付保貯金者にとっては、「貯金者からの相殺」が最も有利な方法であることから、貯金者と連絡を取り相殺を勧奨する。</p> <p>(4) 上記(3)により、すべての非付保貯金が組入解除できなかった場合は、その対象の貯金者へ連絡を行う手順が明記されていること。</p> <p>貯金者と連絡が取れ、かつ速やかに相殺ができる場合は、貯金者からの相殺を実施する。なお、業務再開後に発生した貸越は相殺できないため、当該貸越を返済し非付保貯金を組入解除するか又は担保貯金の組替え（非付保貯金⇒付保貯金）を行う必要がある。なお、各組合の実情に即した具体的な債権保全策及び適切な回収実務の手順が明記されていることが求められる。</p> <p>(5) 上記(4)により、貯金者と連絡が取れない、又は連絡は取れるが速やかに相殺ができない場合は、合理的な期間*内に、債権保全策を実施する手順が明記されていること。</p> <p>債権保全策としては、下記①とともに②～④のいずれかの方法を組み合わせ又はその他の適切な方法により、債権保全を図る手順となっていること。なお、この手順には各組合の実情に即した具体的な債権保全策及び適切な回収実務の記載が求められる。</p> <p>※合理的な期間の捉え方としては、各組合の実情に即した合理的な実務態勢（手順書等の作成）により判断する必要がある。(6)において同じ。</p> |

| 作業項目                 | チェック項目  |
|----------------------|---|
|                      | <p>①監視（モニター）機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視（モニター）機能や警告（ウォーニング）機能等により、付保貯金の流出を防止。</li> </ul> <p>②付保貯金の拘束</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座以外の付保貯金に「払戻禁止登録」又は同様の効果のある措置により、付保貯金を拘束・管理し、実質的な債権保全を図る。</li> </ul> <p>③総合口座貸越の停止（出金の停止）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの貸越機能を停止。</li> </ul> <p>④担保貯金の組替え（非付保貯金⇒付保貯金）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座の担保に、総合口座以外の付保貯金を組み入れ、非付保貯金を組入解除する。</li> </ul> <p>(6)上記(5)においても債権保全ができなかった場合は、合理的な期間内に、総合口座の整理（当座貸越の回収）に向けた対応が明記されていること。</p> <p>※総合口座の取扱いについては、各組合のシステム構成等の違いにより、その処理方法が異なってきます。</p> <p>機構としては、総合口座の決済機能を維持するため、貸越の有無にかかわらず総合口座に「出金停止」は行わず、可能な限り速やかに非付保貯金を組入解除する手順を優先することとしていますが、その組入解除ができず、やむなく「出金停止」を行う場合の対応も明記されていることが必要です</p> |
| IV-7<br>対外接続系システムの再開 | <p>II-1により停止したCD/A TM等対外接続系システムとの接続の再開や、業務再開に向けて必要なバッチ処理等を円滑に再開する手順が明記されていること。</p> <p>①対外接続系システムとの接続を再開する時刻が平時とは異なることの考慮がなされていること。</p> <p>②付保貯金について、業務停止期間中のセンターカット（公共料金等の自動引落とし等）や、業務停止期間中の自動処理（付保貯金である定期貯の自動継続等）を支障なく行い得る手順となっていること。</p>  |

| 作業項目                     | チェック項目  |
|--------------------------|---|
| V. 決済用貯金の払戻しの措置          |   |
| 【機構からの名寄せ結果データを受領できない場合】 |   |
| 決済用貯金の払戻し<br>対応          | <p>自然災害や交通障害等により、機構が作成する名寄せ結果データを受領できない場合でも、業務再開時に決済用貯金の払戻しが円滑にできるような体制・手順が明記されていること。</p> <p>①貯金者から振込等の資金引落としや払戻しの請求があった場合に、当該貯金が決済用貯金かどうかを速やかに判別できる手順となっていること。</p> <p>②決済用貯金のうち、他人名義貯金等支払対象とならない貯金（農水産業協同組合貯金保険法施行令第14条の2に規定している貯金として保険事故発生時に組合が把握しているもの）については、払戻しに応じない手順となっていること。</p> |



| 作業項目                 | チェック項目   |
|----------------------|--|
| VI. 貯金等の入出金明細ファイルの作成 |  |
| 入出金明細ファイルの作成・提出      | <p>貯金等の入出金明細ファイルを日次で作成するための手順が明記されていること。</p> <p>①IV-3・4で区分処理（業務再開前の準備作業を含む。）した貯金等の明細データを含め、速やかに機構に提出できる手順が明記されていること。</p> <p>i) 区分処理に伴う入出金取引は、保険事故日以前の起算日取引として明細データを作成すること（例：普通貯金は保険事故日、定期貯金は預入日）。</p> <p>ii) 区分処理において、便宜的に別段貯金を作成する場合は、元の貯金種目の取引として明細データ作成すること。<br/>また、相殺等による出金取引についても、元の貯金種目の出金取引として明細データを作成すること。</p> <p>上記 i, ii についての注意事項</p> <p>(1) 貯金口座ごと（以下の（2）、（3）は除く。）に明細レコードを作成する。</p> <p>(2) 定期貯金で子定期が作成されている場合、親定期・子定期各々について明細レコードを作成する。</p> <p>(3) 積立型定期貯金は個々の定期貯金（預入明細）ごとに明細レコードを作成する。</p> <p>(4) 同一勘定日に原取引と訂正を行った場合、原取引及び訂正取引の明細レコードは作成不要である。</p> <p>(5) 口座分割による取引については、保険事故発生日以前の起算日の取引として明細レコードを作成する（例 普通貯金は保険事故発生日、定期貯金は預入日）。</p> <p>(6) 口座分割において、便宜的に別段貯金を作成する場合は、分割される元の貯金種目で明細種目を作成する。相殺等による出金取引についても、元の貯金種目の出金取引として明細レコードを作成する。</p> <p>②業務再開後の貯金取引に係る入出金明細ファイルを、速やかに機構に提出できる手順が明記されていること。</p> |

| 作業項目                        | チェック項目  |
|-----------------------------|---|
| VII. 業務再開後の業務等              |   |
| VII-1<br>貯金者からの相殺           | <p>貯金者からの相殺の申出（業務再開日より受け付けることを想定。）に対応するための手順が明記されていること。</p> <p>①相殺の受付から実行までの流れを把握し、円滑に処理ができるように手順が明確化されていること。</p> <p>②貯金口座の一部が相殺され一部が残存する場合の貯金口座の再作成についての手順が明記されていること。</p>  |
| VII-2<br>貯金等債権の買取り<br>（概算払） | <p>概算払に関する事務の手順が明記されていること。</p> <p>①機構は、概算払を実施するに際して破綻組合の店頭窓口で概算払を受け付ける方法（店頭受付方式）と、郵送で機構が受け付ける方法（郵送受付方式）のいずれかを選択する。</p> <p>店頭受付方式が選択された場合の受付体制を含めた本部関係各部・信用事業店舗との役割分担が明記されていること。</p> <p>②概算払の受付から実行までの流れを把握し、対象先数（概数でも可。）、作業人員等を勘案し、合理的な時間内に処理できるように手順が明確化されていること。</p> <p>③概算払を行うと貯金の帰属は機構に移転するため、組合元帳に注意コード等の設定を行うなどの措置により、誤って貯金者に払戻しされないようなシステム的な対応がなされていること。</p> <p>④概算払した非付保貯金を、誤って残高証明書に記載しないような手順となっていること。</p> |
| VII-3<br>相殺・概算払の重複防止        | <p>相殺と概算払の重複を避けるための手順が明記されていること。</p> <p>概算払を行うと貯金の帰属が機構に移転するため、相殺を優先する必要がある。</p> <p>概算払を受け付けるにあたっては、相殺を行うか否か、貯金者の意思を確認する手順が明記されていること。</p>   |

| 作業項目                             | チェック項目  |
|----------------------------------|---|
| <p>VII-4<br/>連名貯金等内訳明細データの作成</p> | <p>(1) 連名貯金口座について、任意団体の代表者への連絡により各権利者の持分額を把握する手順が明記されていること。</p> <p>確定拠出年金(401k)に係る貯金等、他益金銭信託についてもレコードキーパー等必要な外部機関との情報授受手順が明記されていること。</p> <p>(2) 別段貯金の口座で決済債務に係るもの以外のものについて、やむを得ない事情により権利の帰属する貯金者の特定を速やかにできない場合についても、対応手順が定まっていること。</p> <p>(3) 把握した各権利者の持分額をもとに機構指定フォーマットに沿って持分額の内訳明細データを作成する手順が明記されていること。</p> |
| <p>VII-5<br/>追加名寄せ結果の反映</p>      | <p>機構より追加名寄せ結果を受領してから、自らの業務システムに反映するまでの手順が明記されていること。</p> <p>付保貯金・非付保貯金の異動に応じて、正確に区分処理や払戻禁止用フラグ(注意コード等)の設定ができる手順が明記されていること。</p>  |